

定 款

兼松エレクトロニクス株式会社

定 款

制定 1968. 7.23

改定 2020. 6.19

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は兼松エレクトロニクス株式会社と称し、英文ではKANEMATSU ELECTRONICS LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子機器類（情報関連機器、通信関連機器、産業関連機器および医療関連機器）およびソフトウェアならびにそのシステムの輸出入、売買、賃貸・リース、保守および開発・製造
2. 前号の機器類の据付調整、修理および改造
3. 前1号に掲げた機器類に関連して使用される部品、付属品および消耗品の輸出入ならびに売買
4. 電気通信工事、電気工事の設計、施工、監理および請負
5. 電気通信事業法にもとづく第二種電気通信事業
6. 情報処理サービス、情報通信サービスおよび情報提供サービス
7. 電子機器類（情報関連機器、通信関連機器、産業関連機器および医療関連機器）およびソフトウェアの利用に関する教育
8. 前各号に関するコンサルティング
9. 動産および不動産の賃貸、管理
10. 労働者派遣事業
11. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、42,206,000株とする。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外を行
使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満
株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株式取扱規定)

第 10 条 当社の株式に関する取扱および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める
株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および
新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は毎年4月1日から3カ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役の選任)

- 第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

- 第 20 条 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。
2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知および決議)

- 第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
2. 前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。
 3. 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

- 第 23 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規定)

第 24 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

(執行役員)

第 26 条 取締役会は、その決議によって執行役員を定め、当社の業務を分担して執行させることができる。

2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、その他の役付執行役員を定めることができる。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 27 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知および決議)

第 28 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

2. 前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。

3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規定)

第 29 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。

第6章 計 算

(事業年度および決算)

第 30 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、毎年3月31日を決算期日とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 31 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 32 条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第 33 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

(沿 革)

制定	1968. 7. 23
改定	1970. 3. 25
改定	1982. 7. 23
改定	1983. 9. 29
改定	1985. 6. 24
改定	1986. 6. 25
改定	1987. 6. 24
改定	1990. 6. 28
改定	1991. 6. 27
改定	1992. 6. 26
改定	1994. 6. 29
改定	1996. 6. 27
改定	1998. 6. 26
改定	1999. 6. 29
改定	2000. 6. 29
改定	2002. 6. 27
改定	2002. 12. 2
改定	2003. 6. 26
改定	2004. 6. 29
改定	2006. 6. 27
改定	2007. 6. 26
改定	2009. 6. 24
改定	2015. 6. 19
改定	2016. 6. 17
改定	2020. 6. 19